

第5部 通常兵器

第1章 小型武器

- 第1節 小型武器問題の背景
- 第2節 国連における取り組み
- 第3節 第一回国連小型武器中間会合
- 第4節 日本の取り組み

第2章 地雷

- 第1節 地雷問題の現状
- 第2節 国際社会の取り組み
- 第3節 対人地雷禁止条約(オタワ条約)
- 第4節 日本の取り組み

第3章 特定通常兵器使用禁止制限条約(CCW)

- 第1節 条約の概要
- 第2節 最近の動き(爆発性戦争残存物及び対車両地雷に対する取り組み)

第4章 国連軍備登録制度

- 第1節 設立の経緯、概要
- 第2節 日本の政策

第5章 その他の通常兵器を巡る状況

- 第1節 クラスタ爆弾
- 第2節 劣化ウラン弾

第1章 小型武器

第1節 小型武器問題の背景

最近の紛争で主な武器として使用され、実際に人を殺傷しているのは自動小銃、小型ミサイルなどの小型武器であり、紛争による民間人の犠牲者の死因のほとんどは小型武器によるものといわれている。小型武器は、紛争を長期化、激化させるだけではなく、紛争終了後、国連などによる人道援助活動や復興開発を阻害し、紛争の再発、犯罪の増加等を助長する原因となっている。特に、反政府軍、非正規軍（ゲリラ等）、犯罪組織、テロ組織はあらゆるタイプの小型武器を使用していると言われており、これに対する防衛のために、一般市民が武器を求めるといった悪循環（市民の武装化）に陥っている。このような背景から、非合法に流通し、過剰に蓄積された小型武器をどのように回収、破棄していくか、また、小型武器が非合法に流通しないように、いかに規制していくかが、国際社会において緊急の課題となっている。

（参考1）いわゆる「小型武器」とは、国連小型武器政府専門家パネルでの報告書によれば、「国連が関与する紛争で実際に使われているタイプ」で、特に軍事用に製造された武器が対象であるとした上で、(1) 兵士一人で携帯、使用が可能な「小型武器 (Small Arms)」、(2) 兵士数名で運搬、使用が可能な「軽兵器 (Light Weapons)」、(3) 弾薬及び爆発物の3種類があるとされており、一般的にはこれらを総称して「小型武器」と呼んでいる。

（参考2）紛争地域で用いられる「小型武器」のほとんどは中古品であるが、新品も70カ国以上で生産されている。ある民間研究機関の調査によれば、AK47（カラシニコフ）やM16等の自動小銃は、1945年から1990年の間に5500～7200万丁が生産されたと言われている。

第2節 国連における取り組み

小型武器問題を最初に国際社会に提起したのは、1995年に「平和への課題、追補」で「マイクロ軍縮」の必要性を訴えたプトロス・ガーリ国連事務総長(当時)といわれている。「マイクロ軍縮」とは、「国連が実際に取り扱っている紛争」と「数十万人の命を実際に奪っている主に軽火器に関する実際的な軍縮」を意味している。その後、国連は、小型武器問題に関して積極的なイニシアティブを発揮し、1996年に「国連小型武器政府専門家パネル」、1998年に「国連小型武器政府専門家グループ」を設置し、小型武器問題の概要を検討の上、勧告を提出した。これらの勧告を踏まえて、2001年7月には、国連小型武器会議(正式名:小型武器非合法取引のあらゆる側面に関する国連会議)が開催され、「小型武器非合法取引防止に向けた行動計画」を採択した。また、2003年には、行動計画の実施状況を検討する国連小型武器中間会合が開催され、この問題への国際社会の取り組みの気運を高めている。

(参考) 国連小型武器会議で採択された行動計画の概要

行動計画の内容は、小型武器の非合法な流通の防止と削減に大別される。流通の防止としては、関係する国内法令の整備、安全な管理、刻印制度の確立、関連データの整備、厳格な輸出基準の適用、税関、国境警備当局の相互協力などが挙げられる。削減策としては、小型武器の回収、破壊、「武装解除、除隊、社会復帰(DDR)」の実施、民主化支援、開発支援、治安改革、回収等が挙げられる。

第3節 第1回国連小型武器中間会合

1. 2003年7月7日から11日まで、ニューヨーク国連本部において、国連小型武器中間会合が開催された。同会合は、2001年の国連小型武器会議において採択された「小型武器非合法取引防止に向けた行動計画」の実施状況を検討することを目的として開催された。また、同会合は、行動計画に基づき開催されたもので

あり、2006年に予定されている第2回国連小型武器会議に向けた準備の意義も有する。日本は、この中間会合の議長国を務めた（第4節参照）。

2. 中間会合は、国連における取り組みの強化、及び、日本の小型武器問題の取り組みへの積極的な貢献の点で大きな意義を有する。国連における取り組みの強化としては、国連小型武器会議開催後に開催された最初の国連会議であり、国際社会の小型武器問題への取り組みを前進させるものであった。中間会合には98カ国が参加するとともに、NGO等市民社会からの貢献もあり、行動計画の実施に向けた国際社会の強い意志を示すものとなった。特に、会合の後半では、行動計画の中の重要事項である「武器回収・破壊」、「被害国支援」、「刻印」、「組織犯罪との関係」、「輸出入規制」、「人権との関係」等の課題ごとに実施状況及び今後の施策について積極的な議論が行われた。今後は、2005年の第2回国連小型武器中間会合、及び2006年の第2回国連小型武器会議に向けたプロセスが開始されることになる。



国連小型武器中間会合にて議長を務める猪口軍縮代表部大使
(2003年7月。於:ニューヨーク。写真左は、阿部国連軍縮局長)

第4節 日本の取り組み

1. 国連を通じた取り組み

- (1) 日本は、小型武器問題が国際社会に提起されて以来、国連を中心とする枠組みを通じて、この問題について主導的な役割を果たしてきた。具体的には、1995年以降、ほぼ毎年、国連総会に小型武器決議案を提出し、国際世論の関心を高めるとともに、小型武器問題の解決に向けた処方箋を提示してきた。日本が提出した小型武器決議に基づくものとして、「国連小型武器政府専門家パネル（1996年）」、「国連小型武器政府専門家グループ（1998年）」の設置、国連小型武器会議（2001年）、国連小型武器中間会合（2003年）の開催が挙げられる。なお、2001年からは、日本は、南ア、コロンビアと共同して小型武器決議案を提出し、コンセンサス又は圧倒的多数の支持を得て採択されてきている。
- (2) また、日本は、国連により開催されている小型武器に関する専門家会合や国際会議において重要な役割を果たし、この問題に積極的に取り組んできている。日本は武器輸出を原則的に行っておらず、輸出を前提とした軍需産業もないことから、国際社会をリードできる立場にあると言える。具体的には、前述の「国連小型武器政府専門家パネル」及び「国連小型武器政府専門家グループ」では議長国を（いずれも議長は堂之脇光朗外務省参与）、国連小型武器会議では副議長国を（副議長は堂之脇光朗外務省参与）を務め、会議において採択された文書の交渉のとりまとめ等に貢献した。
- (3) さらに、2003年には、猪口邦子軍縮代表部大使が国連小型武器中間会合の議長を務め、会合及びその準備過程において、参加国、国連などに広汎に働きかけ、会合を成功に導いた。会議最終日に議長総括を添付した報告書がコンセンサスで採択されたことは、日本の小型武器問題に関する主導的な役割を一層確固たるものにしたと言える。

2. 実際の取り組み（小型武器回収等）

小型武器は、紛争地において実際に被害者を出している武器であり、年間50万人もの犠牲者を出しており、「事実上の大量破壊兵器」と呼ばれている。日本は、小型武器の被害国への具体的支援として、小型武器回収と開発を組み合わせた「小型武器回収プロジェクト」を関係機関と協力して実施している。これは、単に小型武器を回収するというものだけではなく、小型武器を保持する理由を除去することを目的とした包括的な取り組みである。既に日本は、カンボジアにおいて、カンボジア政府および地方政府と協力して、「小型武器回収の対価として開発を提供するプロジェクト」を実施している（4.5億円）。このプロジェクトは、武器回収の対価としての開発、武器破壊、小型武器登録支援、啓蒙活動を柱としており、2003年9月21日には1000丁余りの小型武器を回収の上、破壊した。また、コソボにおいては、国連開発計画（UNDP）と協力して、小型武器回収プロジェクトを実施している（100万ドル）。



カンボジアにおける小型武器の廃棄作業

第2章 地雷

第1節 地雷問題の現状

カンボジア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、モザンビーク、アンゴラ、アフガニスタンなどの紛争地域を中心に埋設された地雷は、非戦闘員である一般市民に対し無差別な被害を与えているという、人道上極めて重大な問題を引き起こしている。また、そうした地域の紛争終結後の復興と開発にとって大きな障害となっている。

1996年の国際赤十字委員会（ICRC）の資料によると、その当時、1年で2万4000人が地雷により死傷していた。また、対人地雷は、世界の70カ国に1億1000万個以上が埋設されたまま放置されているといわれており、仮に年間10万個除去したとしても、すべての除去までに1100年かかることになる（1997年国連資料）。また、地雷は一旦埋設されると腐食することなく、長期間（50年～100年）にわたって無害化されない。さらには製造が容易な上安価であり（一個当たり3～10ドル）、埋設も容易であるのに比べて、除去費用が高くつく（一個当たり100～1000ドル）ことから、完全除去には莫大な資金が必要となるなど、極めて深刻な問題となっている。

（参考）NGOの調査による対人地雷の保有数

2003年現在、総計2億～2億1500万個の対人地雷が、78カ国によって保有されていると推定される。主な保有国とその数は次の通り。

1. 対人地雷禁止条約未署名未締結国の推定保有数

| | |
|-----------------|-----------|
| (1) 中国 | 1億1000万個 |
| (2) ロシア | 5000万個 |
| (3) 米国 | 1040万個 |
| (4) パキスタン | 600万個 |
| (5) インド | 400～500万個 |
| (6) ベラルーシ | 450万個 |
| (7) 韓国 | 200万個 |
| (8) セルビア・モンテネグロ | 130万個 |

このほか、ミャンマー、エジプト、フィンランド、イラン、イラク、イスラエル、北朝鮮、シリア、トルコ、ベトナムが対人地雷を保有していると見られる。

2. 対人地雷禁止条約に署名はしているが未締結の国の推定保有数

対人地雷禁止条約署名国のうち、13カ国で850万～900万個の対人地雷を保有していると推定される。その中でも、次の3カ国の保有数が多いと見られている。

- (1) ウクライナ 635万個
- (2) ポーランド 100万個以上
- (3) ギリシャ 100万個以上

このほか、インドネシア、エチオピア、スーダン、ブルネイ、ブルンディ、ガイアナ等が保有していると見られる。

(出所) 国際NGOを中心に編纂されている、「Landmine Monitor Report 2003」より作成。

第2節 国際社会の取り組み

1. 契機

1990年代初頭より対人地雷問題に関する国際社会の関心が高まり、ICRCやブトロス・ガーリ国連事務総長（当時）、クリントン米大統領（当時）等がイニシアチブをとって対人地雷問題への取り組みの必要性を訴えた。

2. 特定通常兵器使用禁止制限条約(CCW)改正議定書Ⅱによる規制

対人地雷を規制する法的枠組みとしては、1980年に採択されたCCWの地雷等に関する議定書があった。しかしこの議定書は、対人地雷が主に使用される内乱には適用されず、また、探知不可能な地雷等を禁止していないなどの問題点を内包していた。地雷問題に関する国際的な機運の盛り上がりを受けて、1996年5月、同議定書が改正された。これが改正議定書Ⅱであ

り、同議定書は内乱にも適用され、また、探知不可能なもの及び自己破壊装置のないものなど、悪質な対人地雷を原則使用禁止とし、移譲の制限が盛り込まれるなどの規制強化が図られた。2003年10月末現在、日本を含め70カ国が締結している。他方、この改正議定書も依然対人地雷の「生産」、「貯蔵」を禁止するには至っておらず、また、「使用」や「移設」に関して一部が悪質なもののみを禁止するにとどまった。

第3節 対人地雷禁止条約（オタワ条約）

1. 経緯・概要

- (1) 特定通常兵器使用禁止制限条約による部分的な禁止では対人地雷問題の抜本的な解決には至らず、使用、貯蔵、生産、移設の全面禁止が必要であるとする国際世論を踏まえ、対人地雷禁止国際キャンペーン（ICBL: International Campaign to Ban Landmines）をはじめとするNGOと、対人地雷全面禁止に賛同する諸国の協力により、対人地雷禁止条約への道が開かれた。カナダ政府が1996年10月にオタワで開催した国際会議に端を発する、いわゆるオタワ・プロセスを通じて作成された対人地雷禁止条約（オタワ条約、正式名称は「対人地雷の使用、貯蔵、生産及び移譲の禁止並びに廃棄に関する条約」）は、基本的に対人地雷の使用、貯蔵、生産、移譲等を禁止し、貯蔵地雷の4年以内の廃棄、埋設地雷の10年以内の除去等を義務付けるとともに、地雷除去、犠牲者支援についての国際協力・援助等を規定するものである。この条約は、1997年12月のオタワでの署名式において、署名のため各国に開放され、1999年3月1日に発効した。2003年11月末現在、日本を含め141カ国が締結している。
- (2) 対人地雷禁止条約発効を受けて、1999年5月、モザンビークのマプトにおいて、この条約の第1回締約国会議が開催

され、条約への参加呼びかけ、犠牲者支援の推進、次回締約国会議に向けた会期間活動を行うこと等を内容とするマプト宣言が採択された。2001年9月ニカラグアの首都マナグアにおいて開催された第3回締約国会議では、対人地雷問題解決のための主要な論点を網羅した「マナグア宣言」が採択され、問題解決に向けた締約国の強い政治的意思が改めて確認された。2002年9月にジュネーブにおいて行われた第4回締約国会議では、日本を含め、1999年に締約国となった多くの国が2003年2月に貯蔵地雷廃棄の期限を迎えることから、貯蔵地雷廃棄の着実な実施に向けて活発な議論がなされ、条約義務遵守の重要性が確認された。2003年には、タイの首都バンコクにおいてアジアで初となる第5回締約国会議が開催され、第1回検討会議を2004年11月29日～12月3日にナイロビにおいて開催すること等を盛り込んだ「バンコク宣言」が採択された。

2. 主な未締結国及びその理由

米国は、朝鮮半島における安全保障上の理由などから、また、ロシアは、国内の原子力関連施設を守ることを理由に、この条約を締結していない。また中国は、長大な陸上の国境線を有する国にとって対人地雷は必要な兵器であるとの立場をとっており、同じくこの条約を締結していない。韓国も未締結であるが、これは北朝鮮の侵攻に対処するために対人地雷は必要であるとの見解をとっていることを理由としている。インド、パキスタンは安全保障上の理由などから、この条約を締結していない（ただし、米国、中国、韓国、インド、パキスタンは既に上述した特定通常兵器使用禁止制限条約の改正議定書Ⅱを締結済みであり、ロシアも改正議定書Ⅱ締結の手続を進めている）。

(参考) 対人地雷の廃棄実績

1992年以来、これまでに累計69カ国がおよそ5200万個の対人地雷を廃棄(破壊)した。そのうち、対人地雷禁止条約を締結している63カ国が約3000万個を廃棄した。2002年5月以降に対人地雷を廃棄した主な国とその廃棄数は次の通り。

1. 対人地雷禁止条約締結国で廃棄目標を達成した国による廃棄実績

- | | |
|--------------|--------|
| (1) イタリア | 約710万個 |
| (2) 日本 | 約100万個 |
| (3) トルクメニスタン | 約70万個 |
| (4) タイ | 約34万個 |
| (5) ポルトガル | 約23万個 |

この他、クロアチア(約20万個)、スロヴェニア(約17万個)、ニカラグア(約13万個)、ヨルダン(約9万個)、マケドニア、モザンビーク(ともに約4万個)等が廃棄。

2. 上記1.以外の対人地雷禁止条約締結国による廃棄実績

- | | |
|-----------|-------|
| (1) ルーマニア | 約49万個 |
| (2) チリ | 約19万個 |

この他、アルゼンチン(約9万個)等が廃棄。

3. 対人地雷禁止条約未締結国による廃棄実績

- | | |
|-----------------------------------|-----------------|
| (1) ロシア | 約64万個(2002年分) |
| (注: 1996年~2002年までに1680万個を破壊した旨報告) | |
| (2) ウクライナ | 約41万個(署名済み、未締結) |
| この他、ベラルーシ(約2万個)等が廃棄。 | |

(出所) 国際NGOを中心に編纂されている、「Landmine Monitor Report 2003」より作成。

第4節 日本の取り組み

日本は、対人地雷問題の解決に向けて、1997年12月対人地雷禁止条約のオタワでの署名式において、小渕外務大臣(当時)より「犠牲者ゼロ・プログラム」を提唱し、普遍的かつ実効的な対人地雷の禁止の実現と地雷除去・犠牲者支援の強化とを車の両輪とする包括的なアプローチをとることが不可欠との考えを表明、その

推進に積極的に取り組んでいる。また、地雷の除去や犠牲者支援に対する協力のために、1998年から5年間の間に100億円規模の支援を行うことを発表し、2002年10月この支援額を達成した。1999年5月にモザンビークのマプトにおいて開催された対人地雷禁止条約第1回締約国会議において、日本政府代表の武見外務政務次官（当時）はオーナーシップ（地雷の被埋設国の主体的取り組みの重要性）、パートナーシップ（国連を中心としたドナーと被埋設国間の協力）、人間の安全保障の3つの原則に基づいて積極的な支援を行う旨表明し、参加各国から高く評価された。



アンゴラにて地雷除去作業を視察する川口外務大臣（2002年8月）

1. 条約の締結等

(1) 特定通常兵器使用禁止制限条約（CCW）

日本は、特定通常兵器使用禁止制限条約の地雷等に関する改正議定書Ⅱを1997年6月10日に締結した。

(2) 対人地雷禁止条約

日本は、小渕総理大臣（当時）のリーダーシップの下、対

人地雷禁止条約を1998年9月30日に締結し、同時に、国内においてこの条約の履行を担保するための「対人地雷の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律」が成立した。2003年2月8日には条約により日本が廃棄すべき約100万個の貯蔵対人地雷の廃棄を完了した。

できるだけ多くの国がこの条約を締結することが対人地雷問題の解決に資するとの立場から、日本は機会あるごとに各国政府、特にアジアの国々や地雷を多く保有する国々に対して条約の締結を働きかけ、また、地雷関連セミナー開催に対する支援を行っている。

日本は、2000年～2001年の会期間活動の一環である犠牲者支援等常設委員会の共同議長を務め、2001年9月ニカラグアの首都マナグアにおいて開催された第3回締約国会議では副議長として会議に出席し、地雷犠牲者への支援に関するセッションで共同議長を務めた。さらに、2003年～2004年の会期間活動の一環である地雷除去等常設委員会の共同議長をカンボジアとともに務めている。

2. 地雷除去・犠牲者支援の強化

(1) 上述したとおり、「犠牲者ゼロ・プログラム」に基づく地雷除去・犠牲者支援の具体化を推進するために、1998年より5年間を目途に100億円規模の支援を行う旨意図表明を行い、2002年10月、右支援額を達成した。

(2) 武器輸出三原則等の例外化

対人地雷問題への取り組みをさらに強化するための措置の一つとして、人道的な地雷除去活動に必要な機材等の輸出については、一定の条件の下でこれに武器輸出三原則等を適用しないこととする旨の決定を行った(1997年12月2日、内閣官房長官談話)。なお、2002年8月、対人地雷のみを処理する

車両や地雷探知機については、その仕様等からみて「軍隊が使用し直接戦闘の用に供されるもの」という武器輸出三原則等上の武器の定義にあたらぬとし、その輸出に際し許可を要しないこととしている。

(3) 最近の取り組み－アフガニスタン支援

日本政府は、地雷対策支援をアフガニスタン復興支援の主要な柱に据え、地雷除去、犠牲者支援、啓蒙活動を柱に、25億円を超える拠出を実施した。



アフガニスタンにおける地雷除去作業

3. 今後の取り組み

今後とも対人地雷禁止条約の普遍化をさらに推進し、対人地雷の埋設をより一層難しくする国際環境を作り出していく必要があり、日本としても従来からの国際機関を通じた資金協力、対人地雷対策無償、草の根・人間の安全保障無償、日本 NGO 支援無償等による支援を引き続き行うとともに、人材派遣や日本の先端技術を活用した除去技術の開発などの日本の「顔の見える」支援にも積極的に取り組んでいく方針である。

これまでの支援実績（2003年7月末現在）

1. 地雷対策全般：287万ドル
 - (1) 国際機関を通じた援助： 250万ドル
 - (2) その他： 37万ドル
2. 地雷除去：10,899万ドル
 - (1) 二国間援助： 3,166万ドル
 - (2) 国際機関を通じた援助： 6,794万ドル
 - (3) NGO 補助金： 2万ドル
 - (4) 草の根無償： 907万ドル
 - (5) その他： 30万ドル
3. 犠牲者支援：1017万ドル
 - (1) 二国間援助： 96万ドル
 - (2) 国際機関を通じた援助： 748万ドル
 - (3) NGO 事業補助金： 77万ドル
 - (4) 草の根無償： 86万ドル
 - (5) その他： 10万ドル
4. 啓発活動：330万ドル
 - (1) 国際機関を通じた援助： 315万ドル
 - (2) NGO 事業補助金： 9万ドル
 - (3) 草の根無償： 6万ドル
5. その他：259万ドル
 - (1) 国際機関を通じた援助： 160万ドル
 - (2) 草の根無償： 0.9万ドル
 - (3) その他： 98万ドル

第3章 特定通常兵器使用禁止制限条約（CCW）

第1節 条約の概要

1980年10月、非人道的と認められるある種の通常兵器の使用の禁止又は制限として、特定通常兵器使用禁止制限条約（CCW）及び以下の議定書Ⅰ～Ⅲが採択された。

- 検出不可能な破片を利用する兵器に関する議定書（議定書Ⅰ）
- 地雷、ブービートラップ（注：食物、玩具など外見上無害なものの中に爆発物を仕掛けたものを言う）及び他の類似の装置の使用の禁止又は制限に関する議定書（議定書Ⅱ）
- 焼夷兵器の使用の禁止又は制限に関する議定書（議定書Ⅲ）

その後、1995年10月に失明をもたらすレーザー兵器に関する議定書（議定書Ⅳ）が採択された。さらに、地雷等の国際的な規制の一層の強化が必要であるとの国際世論の高まりを受け、1996年5月、議定書Ⅱの適用範囲を国際的性質を有しない武力紛争に拡大し、地雷の使用制限を大幅に強化すること等を内容とする改正された議定書Ⅱが採択された。なお、日本は本条約本体、改正議定書Ⅱを含む全ての議定書、及び条約本体の改正を締結している。

なお国際的性質を有しない武力紛争については、改正された議定書Ⅱにおいてのみ適用範囲に含まれていたが、2001年12月に開催された特定通常兵器使用禁止制限条約第2回運用検討会議において、条約自体の適用範囲を国際的性質を有しない武力紛争に拡大する改正が採択された。

第2節 最近の動き（爆発性戦争残存物及び対車両地雷に対する取り組み）

不発弾や対車両地雷については、特に紛争終了後も民間人への被害をもたらすことから、その非人道性が問題とされるようになった。これを受け、2003年より、特定通常兵器使用禁止制限条約の枠組みにおいて、主として不発弾からなる爆発性戦争残存物についての文書の交渉が行われ、同年11月の特定通常兵器使用禁止制限条約締約国会合において爆発性戦争残存物に関する議定書が議定書Vとして採択された。同議定書は、地雷以外の爆発性戦争残存物の危険を最小化するために、紛争後の復旧に関する一般的性格の措置を規定している。また、同会合において対車両地雷の規制に関する全ての提案を検討する2004年に向けたマンデートが合意された。

第4章 国連軍備登録制度

第1節 設立の経緯、概要

1. 国連軍備登録制度とは、1991年に日本が当時のEC諸国と協力しつつ国連総会に提出し、圧倒的多数により採択された「軍備の透明性に関する決議」により設置された制度である。この制度は、1991年の湾岸戦争においてイラクの過大な武器の蓄積が地域の不安定につながったという反省も踏まえ、通常兵器の国際的な移転を中心とする軍備の透明性や公開性を向上させ、それにより各国の信頼醸成、過度の軍備の蓄積の防止等を図ることを目的とした画期的な取り組みである。
2. この制度は、国連加盟国に対し、毎年5月末日を期限として、大規模侵攻用の攻撃兵器として位置付けられた下記の7カテゴリーの通常兵器につき、その前年の輸出入に関する情報、具体的には1年間の移転数及びその輸出国、輸入国を予め定められた書式に従って記録し、国連事務局に提出することとなっている。また各国は、軍備保有、国内生産を通じた調達、関連する政策に関する情報等のデータの提出を推奨される。なお、2004年より、本制度の登録対象とされている兵器のうち、「大口徑火砲システム」についてはその口径を100ミリから75ミリへ引き下げ、「ミサイル及びミサイル発装置」については新たにサブカテゴリーとして携帯式地对空ミサイル（MANPADS）が追加されることとなった（各国報告に基づく通常兵器の保有状況及び輸出状況については、資料編16.「国連軍備登録制度」参照）。

（報告対象となる7カテゴリーの兵器）

- ・ 戦車
- ・ 装甲戦闘車両
- ・ 大口徑火砲システム
- ・ 戦闘用航空機
- ・ 攻撃ヘリコプター
- ・ 軍用艦艇
- ・ ミサイル及びミサイル発射装置

3. この制度には、2002年、国連加盟国のうち120カ国が参加した。特に主要な武器輸出国がこの登録を行っていることから、ほとんどの国際武器移転はカバーしているものの、アフリカや中東地域等からの参加率が低いことから、本制度の一層の周知、参加促進を図ることが重要である。
4. 制度開始の1992年から1996年まで参加を続けていた中国は、米国の1997年より対台湾向け武器輸出を登録し始めたことに反発し、以来、参加をボイコットしている。他方、米国は対台湾向け輸出データ付記の正当性を主張していることから、本件は未だ解決をみていない。

第2節 日本の政策

1. 本制度の設立は、1991年初頭の湾岸戦争の教訓に触発され、日本がいち早く、「湾岸危機後の中東の諸問題に対する当面の対策」を発表（海部内閣）し、(1) 主要武器輸出国に対する自粛と(2) 通常兵器の国際取引の国連登録制度設立を呼びかけたことに端を発するものであり、その後、日本と当時のEC諸国が共同で国連決議案を作成し、成立させたものである。
2. このため、日本は、当初より、本制度普及のための各国政府にデータを提出するよう働きかけを行うとともに、本制度強化のためのワークショップ開催への支援等の貢献を行ってきた。また、本制度の運用状況を検討するため原則3年ごとに開催されてきた政府専門家会合にも毎回参加し、中心的な役割を果たしてきている。
3. 例えば、本制度設立10周年にあたり、日本は、2002年から2003年にかけて、ガーナ、ナミビア、ペルー、インドネシアで開催された「軍備の透明性に関するワークショップ」のスポンサー国の一つとなり、同制度の普及を図り、登録国を増やすための努力を行った。また、2003年の政府専門家会合では、日本の努力により報告対象兵器の7つのカテゴリーの見直しにはじめて成功した。

第5章 その他の通常兵器を巡る状況

通常兵器には非常に広範な武器が含まれるが、その中で、最近、クラスター爆弾や劣化ウラン弾といった特殊爆弾の安全性等についての議論が起きている。

第1節 クラスター爆弾

(1) クラスター爆弾の特徴と問題点

クラスター爆弾については、必ずしも明確な定義は存在しないが、一般的に、多量の子爆弾を入れた大型の容器を空中から投下し、地上からある程度の高度になったとき容器が開かれて子爆弾が散布される仕組みの爆弾をいう。1個の爆弾の爆発力を分散し、通常の爆弾にはできないような広範囲に効果を及ぼすことができる反面、不発弾率が高いとも言われている。米軍等がコソボやアフガニスタンにおいて行ったクラスター爆弾による爆撃及びその不発弾により民間人に被害が生じているとの指摘がなされている。

(2) 特定通常兵器使用禁止制限条約の枠組みにおける取り組み

クラスター爆弾の製造や使用を規制・禁止する国際法規はないが、クラスター爆弾の問題については、特定通常兵器使用禁止制限条約の枠組みにおいて取り組みが行われてきた。2001年12月に開催された同条約の第2回運用検討会議において、2002年にクラスター爆弾の不発弾を含む爆発性戦争残存物の問題について引き続き議論を行っていくことが決定された。このための政府専門家グループにおける検討を踏まえ、2002年12月の同条約締約国会議において、爆発性戦争残存物の文民への危険や人道被害を最小化するための紛争後の措置に関する文書についての交渉を2003年に行うことが決定され、交渉の結果、2003年11月、同条約締約国会議において「爆発

性戦争残存物に関する議定書」が採択された(第3章参照)。本件議定書は、クラスター爆弾そのものについて規制するものではないが、爆発性戦争残存物の除去や除去を促進するための情報の記録・提供といった一般的性格の紛争後の復旧措置を中心としつつ、弾薬の管理、生産面における任意の一般的予防措置をも含むものとなっている。

第2節 劣化ウラン弾

(1) 劣化ウランと劣化ウラン弾の特徴

劣化ウランとは、天然ウランから濃縮ウランを製造する過程で生じる副産物で、核分裂を起こすウラン235の含有率が天然ウランより低いウランをいう。劣化ウランは密度が高く、比重が極めて重いため、航空機尾翼部分のバランスウエイト、軍用装甲、砲弾貫通体等に用いられている。

劣化ウラン弾は、劣化ウランの比重が重く硬いという性質を利用し、劣化ウランを貫通体として用いることにより、戦車等の装甲に対し高い貫徹力を有する砲弾である。

(2) 劣化ウラン弾の安全性を巡る議論

劣化ウラン弾を使用した後の人体に対する影響等については、国際的に確定的な結論は出されておらず、今後の国際機関等による調査の動向を引き続き注視していく必要があるが、これまで、国際機関等により次のような指摘がなされている。

(イ) 1991年の湾岸戦争に従軍した米兵に劣化ウラン弾の影響による後遺症が見られるとの主張があったが、米国大統領諮問委員会が発表した最終報告書においては、湾岸戦争中に劣化ウランにさらされたことが、湾岸戦争復員軍人の訴えていた健康上の問題の原因であった可能性は低いとしている。

(ロ) 1999年にバルカン半島に派遣された兵士の間にガン及び

白血病が発生し、米軍によって使用された劣化ウラン弾との関係が疑われたが、国連環境計画 (UNEP) がコソボ、セルビア・モンテネグロ及びボスニア・ヘルツェゴビナで調査を行った結果、劣化ウランによる汚染は健康及び環境に対し直接的な危険を及ぼさないとしている。

- (ハ) 2001年3月の世界保健機関 (WHO) のコソボにおける調査報告では、劣化ウランの放射能は微弱であり、劣化ウランの健康への影響を示唆する証拠は得られなかったとしている。